

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

可児市長 富田 成輝

市町村名 (市町村コード)	可児市 (212148)
地域名 (地域内農業集落名)	東帷子地区 (美濃田・古瀬・中切)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、中切地区一部の農地が担い手に集約されている一方、南部にかけて耕作されていない農地が点々とあるという現状である。担い手以外の農地においては、個々の土地所有者等による耕作も続いており、今後高齢化が進み、更なる遊休農地の増加が懸念されることから、担い手と現状の耕作者の営農意向を確認しながら担い手への集約化を進めていく必要がある。

・当地区の土壌は、粘土質の土壌のため水稻の作付けが多い現状ではあるが、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

・当地区に主要な担い手が1経営体いるが、中切地区の一部を除き、現状では、これ以上の集積は難しい状況である。

・また、市民農園について、管理をしている経営体から、管理が困難である旨の意見が提出された。今後、市民農園についての存続の可否や、存続する場合の管理者を含め、地域全体で継続的に議論する必要がある。

【地域の基礎的データ】
団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状の担い手の借受意向や借受可能状況を随時確認しながら、当該地区における農地集約を進めていく。また、地域内外から新たに農地を有効活用する者を確保するよう努める。

・農地の管理等について、担い手だけではなく地域も一体となった農地の利用体制の構築を図る。

・水稻を主要な作物としつつ、状況に応じて、新規作物等の取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域A地域(一部条件不利農地を除く)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の中心的な担い手の借受意向を随時確認しながら、農地の集約及び集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の担い手への農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を主とし、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在作業受託を行っている者を農業支援サービス事業者として地域計画に位置づけ、作業機械がないなどの理由で営農ができない小規模農家に対して積極的に案内をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣害被害対策について、市単独補助事業を活用し、電気柵等の設置を進めることで被害の低減に努める。

